

(仮称) 加西市未来型児童館整備基本構想策定業務
公募型プロポーザル実施要領

加西市教育委員会 こども未来課

(令和4年6月)

1 趣旨

本市では、子育て世帯の経済負担を軽減し、「子育て世代にやさしいまち」を目指して、令和4年度から「加西市子育て応援5つの無料化！」を実施しており、さらなる子育て環境の充実に向けて、子どもたちや子育て世代のニーズに合わせ必要な支援を選択し利用できる、本市の子ども・子育ての総合的な拠点施設として「（仮称）加西市未来型児童館」の整備を予定している。

本業務では、「（仮称）加西市未来型児童館」の整備に向けて、本市における子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、現状の加西市における子育て環境として必要な機能や施設内容についてとりまとめる基本構想を策定する。

（仮称）加西市未来型児童館整備基本構想策定業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

（仮称）加西市未来型児童館整備基本構想策定業務

（2）業務の目的、業務内容及び履行期間

「（仮称）加西市未来型児童館整備基本構想策定業務仕様書」のとおり

3 提案上限額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 契約候補者等決定までの流れ

- （1）プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は指定期日までに、市に参加申し込みをする。
- （2）参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- （3）市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- （4）上記（3）の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- （5）本プロポーザルに係る日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内 容	提出書類
1	入札参加資格	加西市財務規則（昭和42年規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。	
2	地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	誓約書 (別記様式1)
3	市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書 (別記様式3) ※市内業者のみ
4	消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの
5	指名停止措置	プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成6年訓令第23号）に基づく指名停止措置を受けていないこと	
6	業務実績	過去10年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。 (同種及び同程度と認められる業務とは児童館を含む公共施設の「基本構想又は基本計画」のことをいう。)	業務実績調書 (別記様式4) ※実績を証明する契約書等の写し
7	経営の安定性	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表 (損益計算書及び貸借対照表)
8	契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例（平成24年3月条例第1号）に規定する暴力団等でないこと	誓約書 (別記様式2)

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書及び回答書」（様式5）に質問事項を記載のうえ、令和4年6月20日までに、電子メールにより所管課宛に送信すること。メールの件名は「（仮称）加西市未来型児童館整備基本構想策定業務に係るプロポーザルの問合せについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、令和4年6月24日までに、市ホームページに掲載する。
※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

8 参加予定者の資格審査・参加申込

(1) 参加申込

プロポーザルへの参加者は、「プロポーザル参加申請書」（様式3）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、次の関係書類を添えて提出すること。

【参加資格審査書類】

① 会社概要	⑤ 登記事項証明書
② 業務実績調書（別記様式4）	⑥ 印鑑証明書
③ 市税納税証明書（別記様式3）	⑦ 決算関係書類
④ 納税証明書（消費税等）	⑧ 誓約書（別記様式1及び2）

提出先：加西市教育委員会こども未来課

提出期限：令和4年6月30日（木）午後5時必着

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）

(2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザルの参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式4）に必要事項を記入のうえ、参加申込期限までに所管課に提出するものとする。

9 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

【企画提案書作成項目】

- ① 業務実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 業務工程表
- ④ 業務実績
- ⑤ 提案内容

1) 加西市の子ども・子育てに関する課題を整理し、本施設の基本構想を検討する視点

2) 市民意見を把握する手法・プログラム

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）

内訳書には、算出根拠を明らかにした書類を添付すること。また、金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和4年6月30日（木）午後5時必着

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）

方法：直接こども未来課窓口へ持参か書留郵便とする。

（電子メールによる提出は不可）

場所：加西市教育委員会こども未来課（議会棟 1階北側）

加西市北条町横尾1000番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

10 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、（仮称）加西市未来型児童館整備基本構想策定業務プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。

11 第1次審査（書類審査）通過者の決定

（1）書類審査の開催の有無について

参加資格者の内、参加申込を行った者が3者を超える場合については、書類審査をプロポーザル選定委員会にて行い、書類審査通過者を選定する。

参加資格者の内、参加申込を行った者が3者を超えない場合には、書類審査は実施しない。

（2）書類審査の選考基準

書類審査通過者の選定については、「別紙1 審査評価基準（書類審査）」により上位3者を決定する。

12 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

第1次審査通過者を対象に、プレゼンテーションを実施する。

① 1申請者あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は15分以内とする。

② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源とスクリーン・プロジェクターは市が用意する。

③ 1申請者の出席者は3名以内とする。

④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別紙2 審査評価基準（プロポーザル審査）」により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

14 契約締結に向けての協議

（1）仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

（2）契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

（3）契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

15 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和4年6月 1日	公募要領の告示、配布
6月20日	質問事項の提出期限
6月24日	質問の最終回答
6月30日	参加申請書・企画提案書の提出期限
7月 上旬	選定委員会の開催（第1次審査）
7月 上旬	第1次審査結果の通知
7月 中旬	選定委員会（第2次審査、プレゼンテーション）
7月 中旬	審査結果の通知
7月 下旬	契約候補者との協議
7月 下旬	契約締結
8月 上旬	業務履行の開始

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

17 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め申請者の同意を得たうえ公開・配付できるものとする。
(個人情報及び企画提案書の内容を除く)
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加西市教育委員会こども未来課（担当：井上）

電 話 0790-42-8726

F A X 0790-42-8731

E-mail kodomo@city.kasai.lg.jp